

○福岡県立学校授業料等徴収条例

昭和二十七年三月三十一日

福岡県条例第十四号

〔福岡県立高等学校授業料等徴収条例〕を、ここに公布する。

福岡県立学校授業料等徴収条例

(平一五条例四四・改称)

第一条 この条例は、福岡県が設置する中学校(以下「県立中学校」という。)、高等学校(以下「県立高等学校」という。)及び中等教育学校(以下「県立中等教育学校」という。)において徴収する授業料、聴講料、入学料、後期課程進級料及び入学選考料について必要な事項を定めるものとする。

- 2 県立中学校に入学を希望する者は、入学選考料を納めなければならない。
- 3 県立高等学校に入学する生徒は入学料を、在学する生徒は授業料を、聴講生として特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)は聴講料を、入学を希望する者(県立中学校に在学する生徒のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立高等学校に入学を希望する者を除く。)は入学選考料を納めなければならない。
- 4 県立中等教育学校の前期課程に入学を希望する者は、入学選考料を納めなければならない。
- 5 県立中等教育学校の前期課程を修了し、後期課程に進級する生徒は後期課程進級料を、後期課程に在学する生徒は授業料を納めなければならない。
- 6 県立中等教育学校の後期課程に入学する生徒は入学料を、入学を希望する者は入学選考料を納めなければならない。
- 7 生徒の保護者は、生徒が第三項の入学料若しくは授業料、第五項の後期課程進級料若しくは授業料又は第六項の入学料を納めない場合は生徒に代わつて、これを納めなければならない。

(昭五六条例二四・平八条例二三・平一五条例四四・平二二条例一一・平二六条例一七・一部改正)

第二条 授業料は、次のとおりとする。

一 全日制の課程 月額 九千九百円

二 定時制の課程

イ 単位制による課程以外の課程 月額 二千六百元

ロ 単位制による課程(科目一単位につき)

月額(一年で履修するもの) 百三十円

月額(半年で履修するもの) 二百六十円

三 専攻科 月額 九千九百円

(昭二八条例二六・昭二九条例二・昭三〇条例五〇・昭三一条例三・昭三二条例三三・昭四三条例二五・昭四八条例一九・昭五一条例五五・昭五四条例二八・昭五六条例二四・昭六〇条例五・昭六二条例三二・平元条例三四・平四条例五二・平七条例五〇・平八条例二三・平一〇条例四一・平一三条例五七・平一六条例六三・平一九条例七五・一部改正)

第三条 前条に規定する授業料は、毎月二十日までに、その月分を納めなければならない。

ただし、卒業する月に係る授業料については、その月の前月の二十日までに納めなければならない。

2 学年の中途において、入学又は退学する者は、入学の場合は、入学の月から、退学の場合は、退学の月まで、授業料を納めなければならない。

3 県立高等学校相互間の転学及び県立高等学校と県立中等教育学校の後期課程との間における編入学については、引き続き同種の課程(前条各号の区分において、同一号に該当するものをいう。以下同じ。)を履修しようとするときに限り、授業料は、重複してこれを徴収しない。ただし、前条第二号イ及びロの課程間で転学する場合において、転学後の課程の授業料の額が転学前の課程の額を超えるときは、その差額を徴収する。

4 第一項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の規定による申請又は同法第十七条の規定による届出をした者に係る授業料については、教育委員会の指定する日までに納めなければならない。

(昭三六条例二〇・昭五六条例二四・平八条例二三・平一五条例四四・平二六条例一七・一部改正)

第四条 授業料は、欠席が全月にわたつても、これを免除しない。ただし、休学の許可を受けた者については、休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの授業料は、これを免除する。

(昭五六条例二四・一部改正)

第五条 県立高等学校及び県立中等教育学校の校長は、授業料の滞納が三月以上にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

(平一五条例四四・一部改正)

第六条 特別の事由があると認めるときは、授業料を減額し、又は免除することができる。

2 授業料減免の基準手続などについては、教育委員会規則で定める。

第六条の二 定時制課程の科目履修生の聴講料は、科目一単位につき年額千五百六十円とし、履修許可の日から七日以内に納めなければならない。

(平八条例二三・追加、平一〇条例四一・平一六条例六三・一部改正)

第七条 入学料は、全日制の課程及び専攻科にあつては五千五百五十円、定時制の課程にあつては二千円とし、入学の日から七日以内に納めなければならない。

2 後期課程進級料は、五千五百五十円とし、後期課程に進級した日から十二日以内に納めなければならない。

3 県立高等学校相互間の転学及び県立高等学校と県立中等教育学校の後期課程との間における編入学については、引き続き同種の課程を履修しようとするときに限り、入学料は、これを徴収しない。

(昭三〇条例五〇・昭三六条例二〇・昭四八条例一九・昭五一条例五五・昭五四条例二八・昭五六条例二四・昭六〇条例五・昭六二条例三二・平元条例三四・平四条例五二・平七条例五〇・平一〇条例四一・平一三条例五七・平一五条例四四・一部改正)

第八条 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程の入学選考料は、全日制の課程及び専攻科にあつては二千百円、定時制の課程にあつては八百五十円とし、入学願書に添えて、これを納めなければならない。

2 県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程の入学選考料は、二千百円とし、入学願書に添えて、これを納めなければならない。

3 転学、編入学又は課程を変更しようとするときは、その願書に添えて前二項に定める入学選考料を納めなければならない。

(昭三〇条例五〇・昭四八条例一九・昭五一条例五五・昭五四条例二八・昭五六条例二四・昭六〇条例五・昭六二条例三二・平元条例三四・平四条例五二・平七条例五〇・平一〇条例四一・平一五条例四四・一部改正)

第九条 既に納めた授業料、聴講料、入学料、後期課程進級料及び入学選考料は、いかなる理由があつても、これを返還しない。

(平八条例二三・平一五条例四四・一部改正)

付 則

この条例は、昭和二十七年四月一日から施行する。

付 則(昭和二八年条例第二六号)

この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

付 則(昭和二九年条例第二号)

この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

付 則(昭和三〇年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。但し、授業料については十一月分の納付金から適用する。

付 則(昭和三一年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

付 則(昭和三二年条例第三三号)

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和三六年条例第二〇号)

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和三四年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後において、県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(昭和五一年条例第五五号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第二八号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(昭和六〇年条例第五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和五十九年三月三十一日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額は、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をした者及びこの条例の施行の日以後において県立高等学校の第三学年に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第三二号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年条例第四三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成四年条例第五二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成七年条例第五〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、県立高等学校の第二学年以上に入学又は転学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成八年条例第二三号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第四一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍又は編入学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成一三年条例第五七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立高等学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍又は編入学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成一五年条例第四四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年十一月一日から施行する。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

- 2 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一六年条例第六三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校に在学する者に係る授業料の額については、改正後の福岡県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍又は編入学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成一九年条例第七五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に県立高等学校又は県立中等教育学校の後期課程に在学する者に係る授業料の額については、第一条の規定による改正後の福岡県立学

校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後において、転学、転籍又は編入学をする者に係る授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、当該者の属する年次に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

附 則(平成二二年条例第一一号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等をいう。)に在学する者に係るこの条例の施行の日以後の県立高等学校(第一条の規定による改正前の福岡県立学校授業料等徴収条例(以下「旧徴収条例」という。)第一条第一項に規定する県立高等学校及び第二条の規定による改正前の福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例第一条第一項に規定する県立高等学校をいう。)に係る授業料若しくは受講料又は県立中等教育学校(旧徴収条例第一条第一項に規定する県立中等教育学校をいう。)の後期課程に係る授業料の徴収及び当該受講料の減免については、なお従前の例による。